

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 18 日

関 係 各 位

国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所長
(公 印 省 略)

国道47号の通行規制について(通知)

平素より、国土交通省行政に関しましてご理解と特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、道路法第46条の規定に基づき、別紙のとおり通行規制を行うので通知します。

国道47号 庄内町狩川地内（狩川西跨線橋） 終日片側交互通行規制のお知らせ

庄内町狩川地内の国道47号狩川西跨線橋において、橋梁補修工事のため、**終日片側交互通行規制**を行います。
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



規制箇所	<small>やまがた ひがしたかわ しょうない かりかわ こてん</small> 一般国道47号 山形県東田川郡庄内町狩川字古田 地内 （狩川西跨線橋）
規制内容	終日片側交互通行 ※ 4.5mの幅員を確保します。
規制期間	自：平成31年 3月11日（月） 8時30分～ 至：平成31年 3月23日（土） 17時00分（予備日含む） ※ 規制期間中は土日祝日を含め連日規制を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地の誘導に従い、減速・徐行での通行をお願いします。 ○ 交通状況に応じて待ち時間が発生します。時間に余裕を持って通行されるよう、ご協力をお願いします。

◎お問い合わせは
 国土交通省酒田河川国道事務所 道路管理課 TEL 0234-27-3331
 " 酒田国道維持出張所 TEL 0234-34-2331
 日本道路交通情報センター（山形センター） TEL 050-3369-6606